

さいたま市シルバー元気応援ショップ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の生活を支援し積極的な社会参加を促進するとともに、市内の経済活動の活性化を図ることを目的として実施するシルバー元気応援ショップ事業について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 シルバー元気応援ショップ事業の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 満65歳以上であること。
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されていること。

(事業の実施方法)

第3条 シルバー元気応援ショップ事業は、さいたま市長寿市民証交付要綱第2条に規定する対象者に対し交付する長寿市民証(以下「シルバーカード」という。)を使用することにより実施する。

(カードの不正使用等の禁止)

第4条 シルバーカードの使用等について、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) さいたま市長寿市民証交付要綱第6条の規定に違反すること
- (2) 不正の手段によりシルバーカードの交付を受けること
- (3) シルバーカードの使用について不正な行為をすること

(協賛店の登録等)

第5条 シルバーカードを使用する者に対しサービスを提供する施設、店舗等(以下「協賛店」という。)として登録を受けようとする者は、シルバー元気応援ショップ協賛申込書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 協賛店は、前項により申請した内容を変更し、又は、登録を辞退する場合は、シルバー元気応援ショップ協賛変更(辞退)届(様式第2号)により、あらかじめ市長に届け出るものとする。

(登録協賛店の種類)

第6条 次の内容を営業するものは、協賛店として、さいたま市に登録することができないものとする。

- (1) さいたま市広告掲載基準第3条に該当するもの。
- (2) 施設・店舗等の具体的な所在地が確定していないもの、又は、期間限定のみ営業しているものなど、事業の趣旨に合致しないもの。
- (3) その他、シルバー元気応援ショップ事業の協賛店として不適当なもの。

(協賛店が提供するサービス)

第7条 協賛店は、シルバーカードを使用する者に、高齢者に優しいサービスを提供するものとする。

2 サービスを提供する経費は、協賛店の負担とし、さいたま市は協賛店に対し、経費の補填は行わない。

(協賛店へポスター等の交付)

第8条 市長は、登録された協賛店に対し、市民周知用のポスター及びステッカーを交付する。

(協賛店登録の取消し)

第9条 市長は、協賛店が次のいずれかに該当するときは、登録を取消さなければならない。

- (1) 協賛店が第5条第2項に基づき登録の辞退を届け出たとき。
- (2) サービスについて不適切な取扱いをするなど、協賛店がこの事業の趣旨を大きく逸脱した行為を行ったとき。
- (3) その他、市長が協賛店としてふさわしくないと判断したとき。

2 前項の規定により登録を取消された協賛店は、交付されたポスター及びステッカーを掲示してはならない。

(協賛店一覧の公表)

第10条 市長は、協賛店が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公表するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定により協賛店として登録したとき。
- (2) 第5条第2項の規定により協賛内容を変更したとき。
- (3) 前条第1項の規定により登録を取り消したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行する。